

県立日南病院における売店事業者募集要項

1 目的

県立日南病院（以下「病院」という。）において、病院利用者等に対して物品販売や各種サービスを提供するための売店の運営を行う事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するための必要な手続等について定める。

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 法令等の規定により許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有していないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 売店の運営業務について、自ら管理運営する2年以上の実績を有していること。
- (6) 県税を滞納していないこと。

3 公募条件等

(1) 貸付料等

① 貸付期間

貸付期間は、原則として5年間とする。ただし、病院が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、事業者が貸付条件に違反する行為を行ったとき、その他病院が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがある。

② 貸付料

事業者に決定した者が提示した見積価格（税抜額。ただし、病院長が定めた最低貸付料以上の金額とする。）に消費税率（地方消費税率を含む。）を乗じて得た額をもって年額貸付料とする。なお、年額貸付料は、病院が発行する納入通知書により、病院が指定する期日までに全額納入とする。

③ 光熱水費及びその他の必要経費

次に掲げる経費等は、すべて事業者の負担とする。

ア 貸付部分に係る光熱水費

イ 貸付部分に係る清掃、廃棄物等の処理経費

ウ 通信運搬費、消耗品費及びその他売店等の運営に関する一切の経費

エ 利用者による貸付部分の設備汚損、破損に対する対応経費

オ 売店等の運営に当たり、利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費

カ 貸付部分に係るセキュリティー経費及び商品等に係る火災保険料等

キ 売店の設置及び撤去に関する工事費、移転費等の一切の費用は、事業者の負担

とする。なお、事業者は、売店の設置にあたって、電気料及び上下水道料を算定するための子メーターを事業者の負担で設置し、貸付料とは別に、病院が算定した電気料及び上下水道料を病院の発行する納入通知書により病院が指定する期日までに納入すること。

④ 貸付面積

貸付面積は、別添仕様書記載のとおりとする。

⑤ 環境配慮

売店の運営に当たっては、省エネルギー、ノンフロン等環境負荷を低減した運営に努めるものとする。

(2) 使用上の制限

① 賃貸借契約書及び仕様書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。

② 売店を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

③ 病院が認める場合を除き、売店の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならないこと。

④ 商品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、病院の指示に従うこと。

(3) 維持管理責任

① 売店の商品や金銭等の管理は、事業者が行うこと。なお、商品、設備・備品等が汚損又は毀損したときは、事業者の負担により速やかに復旧するとともに、事業者の損害については、病院の責めに帰することが明らかな場合を除き、病院はその責を負わない。また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

② 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

③ 売店の運営に関する問合せ及び苦情については、事業者の責任において対応すること。

(4) 原状回復等

事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。また、事業者は病院に対し、原状回復に要した費用、売店の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について、補償を請求することはできない。

(5) 営業に関する仕様

別紙「仕様書」のとおり。

4 応募申込手続

(1) 仕様書等の交付

① 交付期間

令和5年9月1日（金）～令和5年10月31日（火）

② 交付場所

当院ホームページからダウンロードすること。

(2) 参加申込書等の提出

公募に参加しようとする者は、次により必要書類を提出すること。

- ① 受付期間
令和5年9月1日（金）～令和5年10月31日（火）午前8時30分～午後5時まで
（ただし、午後0時から午後1時まで及び土曜日、日曜日並びに祝日を除く。）
- ② 受付場所
「9 担当」に同じ。
- ③ 提出書類
次の書類（以下「応募書類」という。）を各1部提出すること。
ア プロポーザル参加申込書（様式1）
イ 役員等一覧（様式2）
ウ 誓約書（様式3）
エ 会社概要書（様式4）
オ 企画提案書（様式5の1～9）
カ 2の(2)に係る許認可等を受けていることを証する書類の写し
キ 県税の納税証明書
ク 法人にあっては法人登記簿謄本（現在事項全部証明）、個人にあっては住民票記載事項証明書（様式任意）
ケ 2の(5)に係る実績を確認できる書類（様式任意）
なお、カ及びキは、発行後6か月以内のものに限る。
- ④ 応募書類の書換の禁止
応募者は、提出した応募書類の書換、差替又は撤回をすることはできない。
- ⑤ 応募申込の無効
次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
ア 応募資格のない者が行った応募申込
イ 応募に関し不正な行為を行った者の応募申込
ウ 参加申込書等の氏名、印鑑その他主要な部分について誤脱又は判読不能なものがある応募申込
エ 記名押印を欠く応募申込及び金額を訂正した応募申込
オ 参加申込書等（添付書類を含む）に虚偽の記載を行った応募申込
カ 申込期間までに応募申込がなかったもの
キ 応募に関し、病院の担当職員の指示に従わなかった者の応募申込
ク 前各号に掲げるものの他、募集要項に規定する応募に関する条項に違反した者の応募申込
- ⑥ 提出方法
応募書類の提出は、郵送又は持参によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。なお、郵送の場合は書留とし、かつ「売店事業者応募申込書」と明記すること。また、受付期間内必着とする。
- ⑦ 質問及び回答
質問は質問書の提出により行うこと。口頭による質問は受け付けない。
ア 受付期間
令和5年9月1日（金）～令和5年10月26日（木）午後5時まで
イ 提出書類
質問書（任意の様式とする）

ウ 提出方法

ファクシミリ又は電子メールで提出すること。

エ 回答

当院ホームページへ随時掲載する。なお、質問の回答は、本要項等の追加又は修正とみなす。

5 現地視察

現地視察を希望する場合は、10月20日(金)までに「9 担当」に示す担当部署へ連絡し、了承を得ること。

6 審査方法等

(1) 書類審査

提出された応募書類の審査を行い、2に定める応募資格要件を全て満たしている者を選定対象者とする。なお、病院が審査に必要と認める場合は、新たな書類の提出を求めることがある。

(2) ヒアリング

応募者に対し、提案に対する質疑及び補足説明を受けるため、必要に応じて面接によるヒアリングを行う場合がある。なお、ヒアリングの日程及び場所等については、対象者に文書で通知する。

(3) 選考方法

提案書の内容及びヒアリング結果を総合的に評価し、最も高い評価を受けた者を事業者に決定する。ただし、応募申込者が1者のみの場合であっても、審査結果によっては選考されない場合がある。

(4) 通知

審査結果は令和5年11月30日(木)までに、全ての応募申込者に対して書面により通知する。

(5) 決定後の手続き

通知を受けた事業者は、病院の指定する期限までに下記の書類を提出するとともに、病院に担当者を派遣し店舗開設に伴う協議を行うこと。

- ① 公有財産借受申請書(病院局指定様式)
- ② 借受料の見積書
- ③ その他参考となる書類

7 その他

- (1) 事業者決定後において、事業者が病院の求める営業条件等を満たしていないと判断される場合は、決定を取り消すことがある。
- (2) 応募書類は審査、選考等が終了しても返却しない。
- (3) 応募書類の複製を作成する場合がある。また、宮崎県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (4) プロポーザル参加申請やヒアリング等に係る費用は、応募者の負担とする。
- (5) 本募集の開始から選考終了までの間、当院に対する営業活動は禁止する。

8 参考

(1) 患者数

- ① 入院患者 1日平均174人（令和4年度）
- ② 外来患者 1日平均348人（令和4年度）

(2) 職員数

- ① 病院職員 約500名（会計年度任用職員を含む）
- ② 委託職員 約160名

9 担当

〒887-0013

宮崎県日南市木山1-9-5

県立日南病院 事務部 医事・経営企画課財務担当

電話 : 0987-21-1629

Fax : 0987-23-5142

e-mail : nichinan-hp@pref.miyazaki.lg.jp